

企業合同と法の課題

——国家と法と経済と企業の問題——

池 島 宏 幸

目 次

- 一、はじめに
- 二、「現代商法」資本法」の展開による国家の企業に対する統制・規制・支配の法的構造——資本集中体法としての商法、経済介入の法としての経済法
- 三、資本の集中・集積（組織）、管理・運営・支配（規制・統括）の法としての資本法
- 四、経済政策と法の問題
- 五、企業合同の形態と法
- 六、生産点、流通点における法的問題
- 一、はじめに

企業合同と法の問題というタイトルで、今までの近代化及び外国法の影響について、いわゆる経済法に関する報告あるいは論文について総括しようとするものである。宮坂研究員の報告

は、比較法研究一卷二号所載のものについて、池島研究員の報告は社会科学研究三九号所載のもの、また奥島研究員の二回の報告などを中心として、二つの論文および四つの報告を総括しなくてはならないが、一応目次のようなかたちで、わたくしなりのスタイルでそういういろいろな報告をふまえて、問題点の指摘を行ないたい。

むしろ企業合同と法というより、経済と法というタイトルの方がよかったかと思われるが、現代法の問題としては、広い意味で企業合同という問題に集約化されると思われるので、このようなタイトルになった。サブタイトルとしては、経済法的な立場から見ると国家と法とみる問題、それはさらに経済という問題にもなるし、それがさらには個別資本の具体的な単位であるところの企業の問題にもなるので、このようなサブタイトルにした。

目次の順序はあまり論理的に並んでいるのではなくて、今まで研究されたもので研究から感じたものを多少順次的にあげたもので、これからの総括においてもわたしなりにまとめてみたいとおもう。

二、「現代商法」(資本法)の展開による国家の企業に対する統制・支配の法的構造

まず第一番目の問題は、歴史的な展開過程を考察し、理論的に把握するあるいは把握して理論的な操作にかえてゆく必要があるわけである。今までの報告ではそういう歴史的な諸事実を整理して、それを経済法の立場で理論的のいろいろな問題点を指摘してゆくことが成果としてあがっているのではないかと思う。いわゆる過去のプロセスという問題それを現代の問題を解明するてがかりとして作業するというようなことで進められたのではないかと考えている。このようなことから、いわゆる経済法の問題というのがいろいろな学者により、とくに商法との関係において、現代においては商法と経済法とは連続するのかわるか、またまたくちがった体系なのかどうかという論争がある。商法経済法合一論あるいは商法経済法分離論というような理論があるが、西原教授は現代私法への発展と経済法の展開とは一つの連続的な法の発展としてとらえられるといっている。

る。また富山教授は経済法の展開の背景である事態は、株式会社という一つの資本集中体内部の事態だけではないのだということを経済法学会で報告され、それを経済法という機関誌(12号二六頁)にのべている。たしかに一面このような見方が可能だと思われるが、このような立場と多少おなじような方向の考え方を展開されたのが宮坂論文である。この両者の商法と経済法との連続性、あるいはつなげ方という問題、それを基本的に理論的にはどうするかということが今日の課題になるかと思われるが、実はその点の問題点について、私のスタイルとして現代商法を不等記号をつけ資本法とつなげて、企業法↓資本法というような、これは近代商法とちがった現代商法を前提にして、現代商法は資本法といわれあるいは資本のための法といわれ、あるいは資本による法体系あるいは、現代商法は、資本法の中央部分を占めるものとして連続的に展開してゆく。それが国家の力により企業を規制支配するというような形ででてくるのではないか、その場合、一方では現代商法は資本集中体そのものの問題をとりあつかい、他方では、経済法は国家が経済介入をする場合の法としてまとめられるのではないか。

実はこのような問題点については、宮坂論文、比較法研究にのっている商法学の立場よりみた日本の近代化―経済立法を中心としてという論文において、現行商法の成立と産業資本の確

立ということを関連させて説明しているし、さらに独占的企業の形成・展開という過程と対応させて経済立法がでてくるということを指摘している。とくに独占的企業の形成・展開の問題を、戦前戦後をはっきり第一次大戦という戦前のある時期、それからさらに第二次世界大戦の前後というふうに二つに分け、第一次世界大戦のあとの経済立法がでてくる過程それが資本集中とどのようなかわりをもっていたかということ、いろいろな事例をあげて指摘している。戦後の問題としては、とくに経済法制、戦前では経済立法ということばが使われたのに対して、戦後は経済法制ということばを使って、これが企業集中と関係するというつなが方をされている。その指標として三つ位の時期をあげている。先ず戦後すぐの時期、財閥解体と過度経済力集中排除の問題、これをメルクマールにして経済法制というものが、企業集中にどのようなかわりをもったかということを指摘している。第二点目はこういう経済的背景あるいは特別立法というものをふまえて、原始独禁法の制定というものをとりあげているが、そういう原始独禁法の制定が、三番目には平和条約の発効などにもなつて、一九五三年（昭二八）の独禁法の大改正につながり、それ以後は空洞化された独禁法制というような形でむすびつけてゆかれるわけである。

さらに、わたくし自身の報告で「日本における企業合同法制

の展開―近代化問題との関連して―」というタイトルで報告させていたのだが、これを社会科学研究所の社会科学討究三九号に手を加えてのせたのがある。実は内容的にはここで報告したのと同じであるが、討議などされたものを加味してのせたもので御参考までに内容を報告すると、日本にいわゆる企業合同法が登場してくるのはいつなのか、またそれがどのように展開していったか、これも三つ位の時期で考えてみた。まず第一次世界大戦前後に、はたしてこのような時期にどのような企業合同法制があったかどうか、いわゆる近代的な企業合同法制というものが展開していたのではないかというような指摘をした。二番目の時期としては、第二次大戦後のつまり、敗戦後の企業合同法制の新しい展開、これはいわゆる独占禁止法などに関連しあいながら経済法制との関係から商法の規定の具体的適用性というようなもので展開してきたとみた。三番目の時期は、経済開放体制下、いわゆる自由化体制下におけるところの企業合同、それをめぐる法制度というようなもので、現代の問題を考えてみた。このような場合に企業合同という問題と現代の問題、現代の法の問題あるいは現代法といってもよいが、そういう問題が、どのようにまとめられるかということで、商法経済法というものを一体的に考えて、企業法、あるいはそういう特徴を強調すれば資本法的な側面からアプローチしてゆく必要が

あるのではないかと指摘した。その場合には、国内的な企業合同という問題だけではなくて、国際的な企業合同とそれをめぐる法体制というものが問題となりうるのではないかとということを描し、さらに戦後の企業合同について、日本的な特徴はあるのかないのかということに多少なりとも検討を加えた。

そのようなことからさらに奥島研究員の二回にわたる報告については、個々に指摘することを省略して私がうけとったレジュメ、あるいははいちようした報告からうけとった点をこれから総括の中に折込んでゆきたい。

このような形で第一番目の問題が指摘されたのではないかと考えている。

三、資本の集中・集積（組織）、管理・運営・支配（規制・統括）の法としての資本法

二点目の資本の集中・集積という問題、これは企業の組織の問題と考え、管理・運営・支配という問題が、これがあるのみではコントロールする、規制するあるいは統括するというような側面、そういう働きをする法として、商法とか経済法とかが一体的に立体的に機能する法なのだという点である。じつはこの点については、いくつかに要約できるところと思う。五つ位にまとめてみると、現代の企業法あるいは現代の商法とか経済法の対

象領域あるいは、その本質については、もともと現代商法につながるところのそもそも商法というものは本来的に資本主義の発展過程に対応して成立展開してきたもので、その発展段階にあるいは展開の段階にともなう、商法それ自体が企業法としての機能をもつように変化していったと考えられる。それが第一点である。

第二点は、具体的には商法第二編の会社編に準拠して現代の企業というものが法人格を取得する、有限責任というものが承認されることになるが、法人格の取得と有限責任の承認という問題が、現代株式会社法の今日的な基礎の出発点になっているが、それが経済法的な問題ではどのようににパリエーションをもつてうけとめるべきかが、第二点で。第三点目は、資本の集中体としての企業の法という問題について、競争と資本信用の問題がある。競争か資本信用かの問題については、学会においてもいろいろな議論がでてきているが、ここでもはっきりした形では出てきていないが、それについては私なりの印象としては、資本主義経済の内的必然性により、資本集中の問題あるいは集積の問題について、競争とかあるいは資本信用とがかなりからみあった形で独占資本主義とその法、その中央部分を定める企業法あるいは資本法というものになっていったと考えられる。四点目は、資本集中体の法であるという点で、企業法が資

本集中体の法であるということは、産業資本とか商業資本によるところの資本主義的な経済におけるいわゆる商行為というようなものを対象にした近代商法というものが、産業資本とあるいは銀行資本というようなものが合体したところの、これもまたいわゆる金融資本というものにかんりの力をかし、つまり金融資本も独占資本だといわれているが、それがもっと高度な独占資本になるために、商法・経済法というものがどのようにに關連しあつたかというようなことの問題提起があつたように記憶する。なお、国家独占資本主義ということばをつかうかどうかについても、いろいろな議論や問題提起があつたかに記憶するが、私自身としては一九三〇年代以後を特にそういう議論をふまえて、現代商法といい、それ以前を近代商法と考えてはどうかと思うわけである。五番目としては、そのような資本集中体の法としての企業法というものが、さらに高度化する問題がある。そこにでてきた問題が、企業合同法というもので、とくに現代株式会社というものが、個々には法的には対等な主体としてあつかわれているが、現実の経済レベルにおくときには、すべての株式会社あるいは企業がいわゆる複合企業・結合企業である。このような問題を現代商法は、いぜんとして独立的な企業として独立対等な企業としてみなしているが、現代商法というものはある意味では、立体的に株式会社の現実に対応するよ

うに組みかえがなされているのかいないのか、あるいはそういう問題は経済法の問題として一蹴にふざれているのかどうか。このような点が問題だろうと思う。現代商法というものが、資本主義経済における現代資本主義体制の利益の確保と維持を目的としているとした場合には、そのような側面においても、資本の運動に法的な枠ぐみとしての作用を果すためには、経済法的な特別立法などとの有機的な関連あるいは立体的な関連において作用・機能している事実をみなければいけないかと考える。とくに商法レベルの問題としては、最近連結財務諸表という問題が出てきて、一九六二年（昭三七）の商法の計算規定の改正がある意味では、連結財務諸表の問題をやぶにらみにして手なおし改正をし、それ以後の問題が今日ではいろいろな形で、でてきており、それらの問題が果して経済法という形でホローされるのか、あるいは商法自体の問題として吸収していくかが問題と考える。なお企業合同法というレベルにおいては、このような問題がどのように要約できるか、あるいは問題点を指摘できているかが、五点目に指摘される点である。このような形で二番目の問題が整理できるかと考える。

四、経済政策と法の問題

三番目の経済政策と法の問題、これらの問題については、先

ほどあげた宮坂研究員は学会などにおいてこのような問題ととりくんで積極的いろいろな報告をされているが、そういう点も加味して要約してゆくと、まずいわゆる法の政策化、あるいは法の政策化現象という問題、国家と経済の問題かと考えられるが、経済に対する国家の作用するメカニズムは、ある段階では干渉というようなものであるが、国家が経済過程をまわがえにするような、いわゆる介入の問題まで展開している現代では、いろいろの点が指摘できる。

二つ位に分けると、まず介入主体がどういう形で、どういう形式をとって経済介入してくるかという主體的な側面。国家の主體的な側面としては、三つ位にしぼるとまず経済行政官庁という形式をとって、国家が経済に介入する。二番目はいわゆる審議会形式、いろいろなバリエーションがあるであろうが審議会形式がある。三番目には政府出先機関という形をとる。あるいはもつとちがった形として特殊法人というような形で国家そのものがでてくるよりも、いろいろな形態をとりながら介入してくるということが指摘されたと思う。

大きな二番目には、そういう主体国家の介入の作用がどのような形態をとるかの点で、これも三つ位に要約できると思う。経済行政という問題があり、それを促進的な作用をする、あるいは独占的企業を保護助長するという促進的な作用をする。こ

れに対して制限的な作用を果しているのではないかと思う。国民経済に対する支配的な関係になるかと思う。その場合にもいくつかの形態がとられたわけで、国家が私企業というような形態をつかつて行う。それから国有企業の問題があり、三番目にはさらに事業それ自体について、国家的な監督による介入支配的な関係の介入確立という問題があった。大部分の企業においては、間接的なコントロールあるいは統制がなされているが、それが国家的な規模における企業の指導・監督において、一般的な行政権の発動というようなことでもあったわけである。

最後の二番目の問題は、経済行政というものが個別企業レベルでの個別的な制限あるいは規制の問題などが、あるいは経済行政が全体的な制限に及ぶのかという問題、それも公法とかわるいは私法とかわるい形式をとる場合があるが、さらに現代的な問題として各種の事業法がでてくるが、その他には中小企業零細企業の問題としては各種の協同組合法が、これはあらゆる企業に共通した問題であるがカルテルに関係する立法などがあげられるかと思う。

具体的な作用の三番目として、経済行政そのものに対して直接な手段をとる場合あるいは間接的な手段をとって国家作用に及ぶという形式があったかと思う。このようないろいろな主体形式をとって国家作用がおよぶが、全部をひっくるめて、それ

らが経済法なのかどうか問題である。独占資本主義段階、それが高度化したことにより、独占体制そのものにいろいろな弊害がでてくるわけであるが、それが場合には、社会問題化するわけであるが、たとえば消費者・利用者の問題、中小企業の問題、その場合にはいわゆる経済法という全体の中で消費者とか、中小企業などの保護をはかる一連の法が一方ではでてるわけである。国家が積極的に経済に働きかけて資本蓄積の維持展開発展をはかろうとするような法というのが他方にはあらわれている。いづれにしてもこのようなことをふくめて、行政機関・行政官庁によるところの経済への働きかけが、内容になっていくものが「」つきの経済法といえるのではないかというのが私なりの整理になる。そういう行政機関によるところの経済への働きかけが具体的内容になっている法というのが経済法とすれば、それは伝統的な一九世紀までの民法とか商法というものは裁判規範いわゆる裁判機関につながっているのに対して、行政的な経済への働きかけというものに特徴があると考えられる。そのようなことで、このような形でまとめられる経済法というものが、一体日本ではどのような形で登場してきたかということがこれからの問題になると思う。

戦前における経済法の登場と戦後における経済法の展開という問題があると思う。戦前における国家が経済に積極的に介入

する法として経済法が登場したのは一九三〇年（昭五）だったといえるかもしれない。特徴的なものをあげると一九三一年（昭六）の重要産業統制法であったといわれているが、それをピークにして一九三八年（昭一三）の商法改正につながってゆくのではないかと考える。実は満州鉄道株式会社法とか日本製鉄株式会社法とか、あるいは一九三八年（昭一三）の国家総動員法というところまでゆくときまじく経済介入の法として戦前にそのような形式で登場したという事実が指摘できる。これらは戦後における経済法のスタイルとは異なり、つまり消費者とか利用者の利益の保護の方向ではなくて、大企業の市場支配を強めるというような方向で展開したのが、戦前であった。戦後における経済法の展開としてつかまえられるものの代表的な指標としては、独禁法の歴史的な戦後の展開というのが、代表的な例であろうと考えられる。ただ、その場合にそれらの代表的な一連の独禁法つまり、原始独禁法およびその後の改正立法などが、経済法の中心部分を占めるのか否かの論争がある点であるが、実はその問題に対しては一つの歴史的な過程としてまとめてみる必要があると考えられる。

一九世紀においては自由放任・レッセフェールといわれるような国家の政策があったが、それと対照的に一九世紀末には独占資本段階へ入ってゆくが、一九世紀の段階においてはさきは

どの裁判規範として機能したか、私法というものが司法機関が私人の訴をまち紛争を処理するというようなスタイルをとって、資本の蓄積を可能にしていたが、これが一九世紀末になると民法とか商法が標榜する自由とか、契約の自由とか、営業の自由とかに媒介され機能するところの市場とか市場の自動調節作用・ビルトインスタビライザーというか、その機能がしにくくなり、大資本がその資本蓄積をつづけてゆくためには、国家による積極的あるいは計画的な経済への働きかけ、それは干渉とか介入の形式をとったわけであるが、その場合には当事者たとえば消費者の訴えをまたずに、行政機関が積極的にかなり意図的にあるいは計画的に経済に働きかける経済法制が登場してくる。

これが現代の経済政策の法としてとくにリーダーシップをとった地位を占めてくるのだと考えられる。このような経済法制がさきほど指摘したように、一方では中小企業とか零細企業、消費者等の経済的弱者の救済とか保護を何らかの形で補充しながらも、全体としては独占体制のうみ出してゆく矛盾とか弊害が社会問題化しないように、コントロールしつつ、大資本の独占的利益を確保する方向に、第一義的には機能している事実があるわけである。現代の問題としてとくに日本の例として経済政策と法という問題が一般的に経済法といえるかどうか、そ

れもいろいろな点で問題があるかと思われるが、独禁政策というものが、経済政策という大きな束の一の束であると考えた時には、これらはカッコツきの経済法といえるかもしれない。とくに現代の日本においては、しいてまとめてみると四点位にまとまらう。

まず、物価の問題というのが経済法的なレベルで問題になりうるかどうか。その場合にも営業の許認可制度あるいは料金についての行政官庁の許可・認可の問題、それもある意味では公益の立場から行政官庁が許可・認可するわけであるが、そういうメカニズムが日本の大企業の独占的な地位を保障しているのではないか、あるいは独占的な利潤の保障のために非常に大きくあづかって機能しているのではないだろうかというのが問題点の一である。

第二番目としては、多額の国家資金というものが一れんの経済政策とくに財政政策を通じてでてくる。企業の中でも公益的な企業あるいはそれが大企業かもしれないが、そのような企業に対して組織の運営などにかかわっている。その具体的な例としては、国有鉄道とか電信電話公社などのいろいろな公企業といわれるものに、国家資金が多量に投下される。その問題があるかと思われる。

三番目には、これも経済法的な側面をもっている財政法とい

う特別法があり、国家財政とくに行政機関が経済に介入する側面が強調される場合には、国家財政の役割というものが増大している。とくに特別会計といわれるものが大量の財政投融资金を経済過程に投入している。日本銀行法、これは一九四二年（昭一七）にできたものであるが、この日銀法というものを中心にふまえて、政府資金が特殊の金融機関にふりわけられている。具体的には一九五〇年（昭二五）の日本輸出入銀行法とか一九五一年（昭二六）の日本開発銀行法という形で財政投融资金はかられ、さらには金融操作がなされている。これらの事實は、高度経済成長という名のもとに、いろいろな形で投下され、ひいてはクリーピングインフレーションというような物価の問題にまではねかえっていくわけである。

四点目は、経済のいろいろな各側面へ、多様な形態で国家が介入しているのではないか。その場合には、法にもとづく介入とそれから法にもとづかない行政指導という形式による法制度の内容の運用というような問題が、国民生活にどのように影響をあたえるだろうかという点が指摘できると思う。

いずれにしてもこれらの点はいろいろな形で指摘されているが、次のような三つの点で通常はいわれている。

いわゆる近代国家とか現代国家における行政権の優位とか肥大化現象といわれている。

二点目は、経済過程への行政権の全面介入、それに比例して経済行政機関の増大ということばでいわれる。

三番目には、国民経済そのものとその法によるコントロールの問題、これがある場合には企業法としての商法という形態、あるいは経済法という形態をとる。企業法という形態をとった場合には個々の経済主体のあり方それ自体を問題とするし、個々の経済主体相互の問題を調整する。経済法という形式をとった場合には、個々の経済主体、相互の関係あるいは経済主体そのものが体制とどのようなかわりをもっているかという形で問題にされるということが指摘される。とくに日本の経済過程への介入の形式として、特徴的な点を指摘すると、戦前には統制法といわれる形式がとられた。直接権力的かつ強制的な経済統制法という形式をとっていた。現在においても、そのような形はないわけではないが、経済法の主流となつてはおらず、戦後においては、いわゆる財投法、財政投融资に関する法というような形の一群の特別立法などをふまえて、ある場合には大部分の例が旧来からの伝統的な民法とか商法である私法の形式により、多額の国家資金の投入方式によっており、これには先ほど指摘した特別会計などの問題があった。したがって、経済法の戦前戦後の流れを考えると、経済統制法から財政投融资法へというような流れが特徴的につかまえられるのではないかと思

われる。

そのようなことが結局は大企業の市場支配のための法として働いているというわけであるが、その場合にそれらがどのような形で展開してゆくのかというのがつぎの問題になる。

五、企業合同の形態と法

四番目の企業合同の形態と法という問題については、わたし自身がこの研究会の報告でいろいろな形態を指摘し、商法と経済法などがそれぞれにからみあいながら、いろいろな形式をとったということを多少なりとも報告したわけである。その特徴的な事を指摘すると五つ位になる。産業別の寡占体制の確立をめざすような合同という問題があったが、それは石川島・播磨の合併問題、日産・プリンスの合併問題、寡占体制をめざすその他、トヨタ、日野、いすゞ、富士重工というような企業合併とまではゆかなくとも業務提携などにみられる広い意味での企業合同形式があったとみられる。二点目には財閥再編制の復元的合同ということを指摘したわけであるが、これは三重工の復元的な合同、それから今年一九七〇年の八幡・富士の合同も、これに近い合同だと思われる。三点目は大企業による下請系列化のための合同というのがあったように記憶する。それらはいろいろな大合同がおこるまえに中小型の合同がおこり、そ

ういう下請系列を整理した大企業が、はつきりそれを整理・統合するという合同が三点目で、四点目は今の三点目と関係するが、中小企業相互の合併、あるいは合同という問題があったと思う。さらには五点目は国際的な提携合同、これはノウ・ハウを中心とする技術の獲得のため、いろいろな形で行なわれてきたと考えている。

いずれにしても、そういう問題が、ある場合にはカルテル価格の形成につながり、さらには一社の非常に強力な企業のある場合には独占価格を形成する。そういうものが国民経済へかなりの影響をもっているし、さらにまたそれらの問題が価格だけの問題にとどまらずに、たとえば消費財メーカーが相互に再販売価格維持契約といういわゆる再販というものにより行なわれている場合には、再販にもとづく再販価格というものが、消費者・利用者にはねかえってくる。消費財メーカーは、いうまでもなく生産財メーカーから原料とか設備を供給されるわけであるが、生産財メーカーがあるいみにおいてカルテル価格とか独占価格を設定しているような場合には、消費財メーカーにはねかえりさらに消費財メーカーは消費者・利用者さらに高くサービスマテリアルにはねかえってくる。そういう側面と共に労働者としての消費者・利用者は労働賃金、労働力商品の買いたたきによる不利益、つまり商品を購入する場合の価格、サービスをう

ける場合の料金というものにおいても、そのような不利益をうけているので、二重三重の不利益をこおむり、それそのものが国民経済というような問題で出てくるということがいえる。

六、生産点、流通点における法的問題

なお、生産点、流通点の問題でどのようなことが指摘できるかというと、実は生産過程とか流通過程というのが経済学における普通の使われ方であるが、これはいわゆる点と線の問題であると思うが、法的な側面としてはそういう生産過程というものの一つ一つのワンステップにおいて、法的なチェックが立体的に行なわれているという意味を考えたので、わざわざ生産点、流通点ということばを使っておいた。この場合には、六つ位の側面が、企業法とか資本法とかの側面で指摘できるのではないかと思う。

第一点では企業と企業そのものの構成員との関係が生産点とか流通点でどのようにからむかという問題があるかと思う。

二点目では構成員の問題、企業構成員相互の関係はどうなのか。

三点目は企業と企業相互の関係というのが、つまり法律用語になおすと企業と第三者との相互関係ということである。

四点目は企業の構成員と第三者との関係であり、

企業合同と法の課題

五点目は企業と企業そのもののあり方と国民経済あるいは体制との関係はどうなっているのか。

六点目は企業と企業との相互関係、これはいわゆる企業と第三者との相互関係そのものが国民経済体制とどのような関係にあるのかという、こういう六つの側面が問題になるかと思う。

一と二の側面は、それは実は企業内部の問題といわれており、会社法のレベルにおいては、会社の内部関係という言葉が使われている。三と四の問題においては、企業の外部関係といわれ、あるいは会社の外部関係といわれているが、このような一〜四までの側面は、伝統的な商法の領域といわれているが、それがはたしてそのままいいのかどうかといえる。

実は株式会社とくに近代的な株式会社あるいは現代的な株式会社などにおいては、二番目の構成員相互の関係は、脱落するし、四番目の企業構成員と第三者との関係も脱落する。企業の支配が少数者の手におちてゆくのは、とくに一の関係と三の関係からでくると思われる。

五と六の側面においては、それこそ経済法の規制する側面だといわれているが、五の側面は、いわゆる経済組織法ということばでいわれているし、六番目の問題は経済活動法というようなことばでいえるかもしれない。

いずれにしても、一〜四までの側面というのは、裁判所に

よる紛争解決という意味において、生産点とか流通点での問題に直接的関連はもたないまでも、抽象的・間接的には問題をはらんでいるし、たとえば特に商法の規制の範囲といわれる一々四までの側面は省略して、五・六の問題点を指摘すると、五の経済組織法という問題については、たとえば企業の存立・存続がどうかという点、あるいは企業の構成がどのように規制されるかという法体系が成立し存在していると思われる。あるいは企業の合理化という問題が経済組織法としての側面にでてくるかもしれない。あるいは独占形成法という体系があるとする

と、反独占が独占助長かという問題が指摘できるであろうし、さらには企業を国家が管理するかどうかという問題で国家管理法という側面も存在している。とくに特殊な企業形態については、特殊企業形態法というような側面があるかと考えられる。

このような五番目の側面については、企業が一体、公共性という言葉でいえる側面をもつかあるいは社会性が問題とされる側面をもつかという点で、その会社が設立をゆるされるか、存続をゆるされるかという問題にもなるであろうし、企業それ自体が継続させられるかどうかという問題がとりあげられる側面である。たとえば山一証券の事実上の倒産と再建問題はこの側面で検討されているかと思われる。

さらに六番目の側面としては、これは経済活動法という側面

であるが、とくに資産あるいは金融的な規制が問題になる側面になるであろう。いわゆる財政法・財政投融资法というような問題とか、物資の規制法の問題がここに出てくるが、とくに生産と法の問題とか流通と法の問題など物資規制法が出てくる。さらには物価の規制法という問題も出てくるかと考えられる。また資本輸出という問題では、対外的な経済法というものが経済活動法の一環として出てくるかと思われる。資源の最適配分という問題については資源に関する規制法というのがこの側面にでてこよう。

このようにして六番目の側面は、たとえば具体的には企業相互間のいろいろな活動までと考えられるので、企業相互間の共同行為、たとえばカルテルの問題についても、ある場合にはこのカルテルは必要悪のカルテルであるとか、輸出振興・合理化のカルテルは良いカルテルであるというような論理が展開しやすい側面であり、それが、どのような客観的な効果をはたすかということがいろいろな形で指摘がなされたと思われる。こういう以上六点位の側面からいろいろな問題点を整理してゆく必要があるのではないかと考えられる。

五と六をむすびというような形でまとめておきたかったが、むすびにかわる問題としてただ二点を指摘するにとどめたい。まずいわゆる企業の責任追及をどのような形態で行なったら

よいかということ、それにはまず知ることの重要性ということとをよくいわれるが、具体的な事実を客観的にほりさげる。より緻密な実証により、法規定が存在することとともに、その法規がどのような客観的機能を果しているかという実証的な論証をまずする。そういう実証にもとづき、いろいろな法の運用があった場合には運用をホローしてゆく。あるいは一つの解釈を展開してゆくというような作業もあるかと思う。それらは運動論の問題でもあると思う。経済法という問題が、実は二〇世紀の問題という形ででてくるので、もともと二〇世紀の問題では他方にいわゆる社会法、もともと経済法は社会法か、という問題もあって、現実の運動論とむすびつけていくことは大変であろうが、むすびつけてゆく必要があろう。運動は多様である。その場合には結論だけをのべておくと、これは消費者・利用者の労働者としての大衆運動、これかなり息の長い運動によって、公正取引委員会などの作用あるいは機能を側面的に支援してゆくというような方法も考えられるかと思われる。このような方法論あるいは運動論については、いろいろな形で指摘があったと思われるので、これをむすびにかえてわたくしの報告を終る。

(一九七〇年六月二〇日)

(後記)

本稿は、早大比較法研究所の研究プロジェクト「シンポジウム・日本の近代化におよばした外国法の影響」の研究会において報告したものの記録であり、不十分な点は、池島「日本における企業合同法制の展開―近代化とも関連して―」早大社研・社会科学討究三九号、同「企業法における営業の自由―商法と独禁法と経済法を中心として―」早大社研・研究シリーズ3・現代国家の経済と法などを補充的に参照していただきたいと思うとともに、後日さらに「現代企業合同法」の研究を深く掘り下げて行きたいと思っている。